

第二期稲美町地域振興商品券の交付についてお知らせします

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少した町内の小規模事業者の支援と消費を喚起することを目的に、今年も住民の皆さん1人につき5,000円分(500円券×10枚)の稲美町地域振興商品券を交付します。

●**交付対象** 令和3年5月10日時点において、稲美町の住民基本台帳に記録されている人

●**引換券の送付** 引換券は世帯ごとにまとめて、**6月初旬ごろ**に世帯主へ送付します。
※引換券の再発行はできませんので、大切に保管してください。
※引換期間を過ぎると引換えはできませんので、ご注意ください。

引換期間	とき	ところ
6月8日(火)～ 6月14日(月) ※地区別引換日があります。	9:00～16:00	役場新館ロビー及び いきがい創造センター
6月15日(火)～ 7月30日(金)	9:00～16:00 (土・日曜日、祝日は除く)	役場本館1階 産業課前

●**持参していただくもの**

引換券、引換えに来られる人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証など)
※ご家族分まとめての引換えや代理人などによる引換えもできます。

●**有効期限** 令和4年2月28日(月)

●**使用店舗** 稲美町地域振興商品券取扱店で使用できます。
※稲美町共通商品券の取扱店とは一部異なります。



●**商品券使用時の注意**

- ・現金との引換えはできません。
- ・購入などの際は釣り銭は支払われません。
- ・取扱店の記入または押印のあるもの、角が切り取ってあるものは無効です。
- ・盗難、紛失、滅失または偽造、変造、模造などに対して、発行者は責任を負いません。

●**地区別引換日**

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、地区別引換日を設けていますので、下の表を確認のうえ、なるべく指定日にお越しください。また、混雑を避けるため、引換開始時間前に並ぶことがないようご協力をお願いします。

とき	対象地区
6月8日(火)	八軒屋、上新田高層住宅、大沢東、下草谷、野寺、野谷団地、上場東、愛宕、国安団地、西山、和田東山、稲美野荘園、大池、昭和苑、小池前、第五昭和苑
6月9日(水)	六軒屋、見谷、七軒屋、草谷、国岡
6月10日(木)	中新田、三四軒屋、川北、学校前、上野谷、下野谷、出新田、百丁場連合、十七丁、国安、国北、琴池
6月11日(金)	大沢、上新田、千和池、印東、印西、六分一、六分一山、岡西、相の山、岡東
6月12日(土)	全地区対象
6月13日(日)	全地区対象
6月14日(月)	五軒屋、池の内、北新田、蛸草、中村、菊徳、向山、下沢、北山、金守、中一色、西和田、和田、幸竹、森安

稲美町プレミアム付商品券を7月1日から発売します!

町内の商業活性化と個人消費の促進を図るため、「稲美町プレミアム付商品券」を発売します。

スーパー・小売店・飲食店・自動車整備・建築建設など、町内のお店約200店で使える便利でお得な商品券です。

申込方法など詳しくは、広報6月号と同時に配りしている商工会チラシをご覧ください。

10パーセント
お得!



販売価格 1セット(500円券22枚) 11,000円分を10,000円で販売

プレミアム率 10パーセント

販売数量 10,000セット ※申し込みは1世帯3セットまで

販売開始 7月1日(木)

有効期限 令和3年12月31日(金)

申込方法 購入を希望される人は事前に申し込みが必要です。

広報6月号と同時に配りしている商工会チラシについている申込ハガキで申し込んでください。郵送のみの受け付けです。

申込期限 **6月14日(月) 消印有効**

後日、購入引換券をお送りします。

申し込みの総セット数が販売数量を超えた場合は、購入数量の調整をします。そのため、ご希望のセット数を購入できない場合もありますので、ご了承ください。

問合せ先 産業課 商工労働係 ☎492-9141

稲美町商品券の取扱店を募集しています

稲美町では、稲美町商品券の取扱店(町が発行する「共通商品券」及び「プレミアム付商品券」が使えるお店)を随時募集しています。

取り扱いを希望される店舗・事業所は、登録の申し込みをしてください。(既に登録のある店舗などは申し込み不要です)

- 対象** 町内の店舗及び事業所
- 登録申込** 稲美町商工会 ☎492-0200
- 問合せ先** 産業課 商工労働係 ☎492-9141



低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

- 【**対象**】 下記の①～③のいずれかに該当する人
- ①令和3年4月分の児童扶養手当を支給された人
 - ②公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

【**支給額について**】 児童1人につき一律5万円

- 【**申請手続き**】
- (①に該当する人) 申請不要です。
給付金は令和3年4月分の児童扶養手当が支給された口座に、5月11日(火)に振り込まれています。
 - (②、③に該当する人) **申請が必要です。**
申請方法などについては、お問い合わせください。



【**ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付金について**】

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯についても給付金の支給が予定されています。支給要件や申請方法などについては、厚生労働省が詳細を決定次第、お知らせします。

問合せ先 こども課 児童福祉係 ☎492-9155